

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市指定管理者選定等審議会
開 催 年 月 日	平成29年 7月27日 (木)
開 始 ・ 終 了 時 刻	9時00分 から 11時36分まで
開 催 場 所	弘前地区消防事務組合消防本部3階大会議室
議 長 等 の 氏 名	竹内 守康
出 席 者	委員 竹内 守康 (会長) 委員 熊谷 幸一 委員 飯島 裕胤 委員 小林 太郎 委員 菊池 励美
欠 席 者	なし
施設所管部職員の名 職 氏 名	(鳴海要記念陶房館) 教育部長 野呂 忠久 博物館館長 佐々木 健一 博物館運営係長 清藤 留理子 (岩木山桜林公園・国民宿舎「いわき荘」・岩木総合交流ターミナル) 観光振興部長 櫻田 宏 観光政策課課長補佐 中澤 勝 観光政策課主幹兼係長 佐藤 大介 観光政策課主査 田澤 征治 (岩木ふれあいセンター) 健康福祉部長 赤石 仁 健康福祉部理事兼福祉事務所長 須郷 雅憲 介護福祉課長 三上 誠 介護福祉課課長補佐 工藤 繁志 介護福祉課課長補佐兼自立・包括支援係長 齊藤 隆之 介護福祉課高齢福祉係長 藤田 文明 福祉政策課総括主査 工藤 麻子 (弘前市弥生荘) 健康福祉部長 赤石 仁 健康福祉部理事兼福祉事務所長 須郷 雅憲

	<p>福祉政策課課長補佐 秋田 美織 福祉政策課障がい福祉係長 佐藤 龍太 福祉政策課主査 石岡 和紀 (弘前市弥生学園・弘前市城東児童館) 健康福祉部長 赤石 仁 健康福祉部理事兼福祉事務所長 須郷 雅憲 子育て支援課長 菅野 昌子 子育て支援課課長補佐 石澤 容子 子育て支援課子育て支援係長 奈良岡 隆介 子育て支援課子育て支援係主事 米谷 允臣</p>
<p>事務局職員の 職 氏 名</p>	<p>ひろさき未来戦略研究センター副所長 森岡 欽吾 ひろさき未来戦略研究センター 情報分析・行革・連携担当総括主幹 蒔苗 元 情報分析・行革・連携担当主事 冨田 正史</p>
<p>会議の議題</p>	<p>案件 1. 鳴海要記念陶房館ほか7施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について</p>
<p>会議結果</p>	<p>案件 1. 鳴海要記念陶房館ほか7施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について (1) 鳴海要記念陶房館 鳴海要記念陶房館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。 (2) 岩木山桜林公園 岩木山桜林公園の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。 (3) 国民宿舎「いわき荘」・岩木総合交流ターミナル 国民宿舎「いわき荘」・岩木総合交流ターミナルの指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。 (4) 岩木ふれあいセンター</p>

	<p>岩木ふれあいセンターの指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p> <p>(5) 弘前市弥生荘 弘前市弥生荘の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p> <p>(6) 弘前市弥生学園 弘前市弥生学園の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p> <p>(7) 弘前市城東児童館 弘前市城東児童館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p>
<p>会議資料の名称</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案件対象施設一覧（資料1） ・ 指定管理者候補者選定方法等一覧（資料2） ・ 指定管理者制度に係る今後のスケジュール（資料3） ・ 指定管理者制度の導入に係る方針（資料4） ・ 弘前市指定管理者選定等審議会委員名簿（資料5）
<p>会議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)</p>	<p>1 開会 2 案件 3 その他 4 閉会</p> <hr/> <p>2 案件</p> <p>【以下、施設所管部からの説明、質疑等の概要】</p> <p>(議長) 全体の概要について、事務局の説明を求める。</p> <p>(事務局) 案件1「指定管理者候補者の選定方法等について」審議する施設は、一覧に記載のとおり「鳴海要記念陶房館」「岩木山桜林公園」「国民宿舎「いわき荘」」「岩木総合交流ターミナル」「岩木ふれあいセンター」「弘前市弥生荘」「弘前市弥生学園」「弘前市城東児童館」の8施設となっている。</p> <p>これは、平成29年3月をもって現在の指定期間が満了するため、今年度更新手続をとるものである。</p>

(議長)

鳴海要記念陶房館ほか7施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について、審議を行う。

会議の進め方は、募集グループごとに、担当部からの説明及び質疑を行い、審議することとする。

それでは、教育委員会から、鳴海要記念陶房館の選定方法等について説明をお願いします。

(施設所管部)

(施設の設置目的、概要等について説明)

当施設は利用者が快適に施設を利用できるよう施設内外の環境美化や維持管理に努めているほか、自主事業として文化芸術のワークショップやギャラリー展示を開催実施することで誘客を図り、展示室観覧や喫茶コーナー利用へとつなげる工夫をし、良好な管理運営を行っている。ただし、高齢化にともない、展示室入館料が無料となる高齢者の入館者が年々増加しており、利用料金収入が低迷していることが課題である。

平成30年度以降にむけた改善等の指導はないが、利用料金収入が低迷していることから指定管理者が持つ知識や経験、ネットワークを活用し、さらなる利用の促進と陶房館の魅力を高める事業を展開することを特に要請する事項として記載している。

選定方法は非公募とし、団体を一般財団法人岩木振興公社とする。当施設は故鳴海要氏一個人の作品展示に特化している施設であり、展示品の約7割は遺族からの借用品であり、専門的知識だけでなく、遺族との信頼関係が不可欠である。また岩木振興公社は旧岩木町において開館当初より受託管理しており、指定管理者制度導入以降も指定管理者として、遺族との信頼関係を築きながら、管理運営を行っているためである。

指定期間は2年間とする。岩木振興公社については、弘前市第三セクター評価委員会での意見を踏まえ、第三セクターのあり方についての検討を進めているが、課題の整理や調整に時間を要しており、引き続き、整理を進めていく必要があるため、前回と同様に2年間とするものである。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

利用料金収入が低迷しているとのことだが、実績はどうか。

(施設所管部)

平成28年度実績は65,050円となっている。平成27年実績は91,200円であった。

(委員)

展示室入館料が無料である高齢者の入館者が増えており、若い世代の入館者を増やしたいとのことだが、若い世代を呼び込む具体的な提案を期待する。なお、入館者の内訳はあるか。

(所管部)

平成28年度入館者877人のうち有料入館者326人、無料入館者551人となっている。平成24年度では入館者374人のうち有料入館者310人、無料入館者が64人となっており、無料入館者が大幅に増加している。

(委員)

非公募とする理由について、導入に係る方針のどの部分に該当するか。

(事務局)

導入に係る方針6 募集方法④施設の管理のみでなく、市の政策の推進に向けて市と指定管理者が密接な連携を図りながら施設の管理運営を行うことが求められる場合が該当項目となる。

(委員)

全般的な話だが、今回の審議会から追加された資料について説明して欲しい

(事務局)

昨年度の審議会において、特に選定方法を非公募とする施設については、現期間の実績・評価を行うべきとの指摘をいただいたため、新たに追加したものである。

1つは施設所管課が毎年度実施しているモニタリングの結果をまとめたもの、1つは施設の管理運営についての課題をまとめたものである。課題については、募集要項等に盛り込み、申請者に提案を求めていく。

(委員)

指定期間が短い施設については、単年度の結果しか確認できないため、最低5年間分は表示してほしい。

(議長)

他に質問等がなければ、鳴海要記念陶房館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。

(委員)

<委員了承>

(議長)

それでは、観光振興部から、岩木山桜林公園の選定方法等に

ついて説明をお願いします。

(施設所管部)

(施設の設置目的、概要等について説明)

施設については概ね適切に管理運営されており、経理の状況や団体の財務状況についても特に問題はない。ただし、成果指標については、貸別荘の宿泊者は目標値を達成しているものの、広場利用者は目標値を下回っている。そのため、募集要項において、施設利用者の増加を図るための事業等の提案を要請している。

選定方法は非公募とし、団体を一般財団法人岩木振興公社とする。理由として、施設の管理のみでなく、市の政策の推進に向けて市と指定管理者が密接な連携を図りながら施設の管理運営を行うことが求められているためである。

指定期間は2年間とする。岩木振興公社については、弘前市第三セクター評価委員会での意見を踏まえ、第三セクターのあり方についての検討を進めているが、課題の整理や調整に時間を要しており、引き続き、整理を進めていく必要があるため、前回と同様に2年間とするものである。

期待する自主事業の内容は、野外活動を始めるきっかけ作りとなるような体験事業の開催を掲げている。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

自主事業を期待していくとのことだが、平成28年度は自主事業が最少催行人数を下回り、中止となっている。要因分析は行っているか。

(施設所管部)

登山初心者にはハードルが高いものであったと認識している。

(委員)

集客はどのように実施したのか。

(施設所管部)

詳細は把握していないが、集客方法にも問題があったと認識している。

(委員)

募集にあたって、自主事業の内容だけでなく、どのような集客を行うかの提案も期待したい。

(委員)

弘前市第三セクター評価委員会からの意見とはどのような内容なのか。

(施設所管部)

岩木振興公社が指定管理者となっている国民宿舎いわき荘等を含めて民間移譲等を検討していかなければならないとの意見である。

(委員)

指定期間2年が続いている状態であるため、次期更新時には原則である5年での更新等なるように整理を進めてほしい。

(施設所管部)

整理が難航している状況ではあるが、次の2年間で方向性を整理し、次期更新時にはその方向性に沿って対応したいと考えている。

(委員)

選定基準の中に、観光宿泊施設関係の人材の確保に配慮されていることとあるが、具体的にどういうことか。

(施設所管部)

施設内に宿泊施設があるため、宿泊につながるような意識を持った人材を確保育成してほしいということである。

具体的には、単なる施設の管理運営ではなく、地域住民にとっても観光客にとっても魅力ある施設にできるような発想および企画力をもった人材を確保育成して欲しいということである。

(委員)

そのような人材を確保するといった内容の提案であることを求めるといふことか。

(施設所管部)

その通りである。

(委員)

収支が堅調であるように思われるが、どのように分析されているか。

(施設所管部)

当施設だけで判断するのではなく、岩木山の観光全体を含めた事業として考えている。

(委員)

収支が良好であるため、問題ないと思われるが、収支の要因についてはしっかりと分析する必要があると考える。

(委員)

非公募である理由が市と指定管理者が密接な連携を図りながらとあるが、現状は連携が十分に図られていないのではないか。

(施設所管部)

指定管理者との連携、行政側の連携も含めてしっかりと対応していく。

(議長)

他に質問等がなければ、岩木山桜林公園の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。

(委員)

<委員了承>

(議長)

それでは、国民宿舎「いわき荘」等の選定方法等について説明をお願いします。

(施設所管部)

(施設の設置目的、概要等について説明)

施設については概ね適切に管理運営されており、経理の状況や団体の財務状況についても特に問題はない。ただし、成果指標については、国民宿舎「いわき荘」の日帰り利用が目標値に届いていない状況である。そのため、地域資源のさらなる活用と利用者のニーズや傾向をとらえた施設の利用促進を図るための事業等の提案を要請する。

選定方法は非公募とし、団体を一般財団法人岩木振興公社とする。理由として、施設の管理のみでなく、市の政策の推進に向けて市と指定管理者が密接な連携を図りながら施設の管理運営を行うことが求められているためである。

指定期間は2年間とする。岩木振興公社については、弘前市第三セクター評価委員会での意見を踏まえ、第三セクターのあり方についての検討を進めているが、課題の整理や調整に時間を要しており、引き続き、整理を進めていく必要があるため、前回と同様に2年間とするものである。

期待する自主事業の内容としては、工芸品の製作体験教室や、地域の農業者と連携した商品販売・農産物の収穫体験などを掲げている。

予算関係については、全額利用料金で賄うこととし、指定管理料の支払いはなしとする。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

期待する自主事業の内容と募集要項に記載されている要請する事業に整合性がないのではないか。これまで国内外からの誘客についてどのような取り組みを行ってきたか。

(施設所管部)

国内外からの誘客については、指定管理者が旅行エージェントや各種交通機関に対する営業活動を行ったり、リピーターが多い施設であるため、そういう方々に対して丁寧な対応を行い、魅力を高めている。また、指定管理者は岩木地区の観光振興にもリーダーシップをとった取組を行っている。このような取り組みで国内外からの誘客を図っている。

(委員)

外国人観光客の宿泊実績はあるか。

(施設所管部)

平成28年度実績は191名で全宿泊者数に対する割合は1.7%となっている。平成27年度実績は164名で全宿泊者数に対する割合は1.5%となっており、徐々にではあるが市のインバウンド対策などの効果も出てきている。

(委員)

百沢スキー場利用者は入浴料が割引になるようだが、制度のPRが不足しているように感じる。周辺施設との連携も含めて、周知方法を検討してほしい。

(施設所管部)

ホームページ等では周知しているが、市のパンフレット等でも周知するように検討したい。

(委員)

嶽ゴルフ場の入浴施設がいわき荘となっているはずである。しかし、その周知が十分ではない。こちらも周知方法を検討してほしい。

(議長)

他に質問等がなければ、国民宿舎「いわき荘」等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。

(委員)

<委員了承>

(議長)

それでは、健康福祉部より岩木ふれあいセンターの選定方法等について説明をお願いします。

(施設所管部)

(施設の設置目的、概要等について説明)

当施設については、前回までは国民宿舎「いわき荘」等を含めて3施設を観光振興部にて所管していたが、当審議会の意見を踏まえ、今回から当施設については、福祉施設として健康福祉部で所管することとした。

施設については適切に管理運営されているが、利用者数の成果指標が目標値に届いていないため、施設の利用促進を図る事業の提案を求めるものとした。

選定方法は非公募とし、団体を一般財団法人岩木振興公社とする。理由として、施設の管理のみでなく、市の政策の推進に向けて市と指定管理者が密接な連携を図りながら施設の管理運営を行うことが求められているためである。

指定期間は2年間とする。岩木振興公社については、弘前市第三セクター評価委員会での意見を踏まえ、第三セクターのあり方についての検討を進めているが、課題の整理や調整に時間を要しており、引き続き、整理を進めていく必要があるため、前回と同様に2年間とするものである。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

当施設はどこを指すのか。

(施設所管部)

国民宿舎「いわき荘」内の2つの和室と浴場を当施設の事業として利用している。

(委員)

当施設は地区の福祉施設とのことだが、どのようなサービスを受けられるのか。

(施設所管部)

地区の高齢者は利用料の減免を受けられることとなっている。

(委員)

指定管理料の算出根拠はどうなっているか。

(施設所管部)

指定管理料の内訳は人件費、事務費、施設管理費となっている。

(委員)

国民宿舎「いわき荘」内の一部を利用しているとのことだが、

当施設だけの人件費を算出することはできないのではないかと。

(施設所管部)

当施設のために、国民宿舎「いわき荘」の受付とは異なる受付を設置しており、当施設だけの人件費の算出は可能である。

(委員)

利用料の減免ではなく、対象者にチケットのような形で提供して、国民宿舎「いわき荘」と一体運営したらいいのではないかと。一体運営をすれば指定管理料も安くなるのではないかと。

(委員)

岩木ふれあいセンターを今後どうしていくか、施設のあり方について説明して欲しい。

(施設所管部)

今まで国民宿舎「いわき荘」・岩木総合交流ターミナルという観光施設と岩木ふれあいセンターという福祉施設を一括でグループとしていたが、今回福祉施設を切り分けることとした。次の指定期間 2 年の間に、福祉事業を残していく必要があるのかの検討を進めていきたいと考えている。

(委員)

委員のチケット制はいいアイデアだと思う。ぜひ次の 2 年間で検討して欲しい。

(委員)

利用料金の実績を教えてください

(施設所管部)

28 年度実績は 1,800,480 円となっている。

(委員)

一般の方も利用できるのか

(施設所管部)

一般の方の利用もできるが、料金設定や助成が異なっている。

(委員)

一般の方からこの施設は知られていないのではないかと。

(施設所管部)

この施設は一般の方を目的としたものではなく、地区の高齢者向けの施設であり、一般の方を誘客する施設ではない。

(委員)

地区の高齢者をバスで送迎するということだが、市のバスなのか。

(施設所管部)

バスは岩木振興公社が保有しているバスである。

(委員)

バスはどこを周回しているのか。

(施設所管部)

旧岩木町で行っていた事業であるため、岩木町のすべての老人クラブ並びに旧相馬村一部地区を周回している。

(委員)

市の財産であるため、一部地区だけでなく、対象地区を広げる必要があるのではないかと。

(委員)

この事業は旧岩木町の住民サービスであり、合併後も存続しているということではないかと。そうなるとどう拡大するかという議論はふさわしくなく、継続していくのかどうかの議論をすべきである。

(施設所管部)

国民宿舎「いわき荘」・岩木総合交流センターは観光施設であることから、今回岩木ふれあいセンターを切り分けたのであり、この事業を存続させていくのかどうか検討していきたい。

(委員)

資料の作り方であるが、施設の概要がいわき荘と同じであるため、違いがわかるように作成してほしい。

(議長)

他に質問等がなければ、岩木ふれあいセンターの指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいかと。

(委員)

<委員了承>

一旦休憩

(議長)

それでは、健康福祉部より弘前市弥生荘の選定方法等について説明をお願いします。

(施設所管部)

(施設の設置目的、概要等について説明)

施設及び設備の老朽化が課題となっており、施設管理者とも協議を行いながら設備の更新を行い、施設の長寿命化を図っていく。

目指す方向性及び特に要請する事項としては、知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的としていることから、利用者に対する支援を充実させるために、サービスの向上及び構成に必要な指導・訓練に係る具体的手法について民間のノウハウを生

かした提案を要請している。また、隣接する弘前市弥生学園とは、施設の運営だけでなく、利用者への対応・施設の安全対策・施設職員の研修体制等十分に連携し、施設相互に効果的な運用となることを要請している。

選定方法は非公募とし、団体を社会福祉法人弘前草右会とする。理由としては、施設の特特殊性から障がい者支援の専門的知識や技術が不可欠であること、入居者は環境の変化やコミュニケーションには特別の支援が不可欠であることから、長年の実績により入居者並びに保護者との信頼関係を築いている弘前草右会とするものである。

指定期間は5年とする。新たな業務としては、今回より市で発注していた施設管理に係る業務委託を指定管理者が発注するものとし、そのため、指定管理料を増額している。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

弥生荘と弥生学園の位置付け・役割を説明してほしい。

(施設所管部)

弥生荘に関しては、18才以上の知的障がい者のための施設、弥生学園に関しては、18才以下の知的障がい児のための施設である。

(委員)

養護学校との違いは何か？

(施設所管部)

弥生荘・弥生学園は入所施設である。

(委員)

それぞれ対象が障がい者と障がい児なので、所管課が違うのか。

(施設所管部)

その通りである。

(両施設の位置関係等を資料にて説明)

(議長)

他に質問等がなければ、弘前市弥生荘の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。

(委員)

<委員了承>

(議長)

それでは、健康福祉部より弘前市弥生学園の選定方法等について説明をお願いします。

(施設所管部)

(施設の設置目的、概要等について説明)

弘前市弥生学園は児童入所施設であるが、平成 24 年度児童福祉法一部改正を受け平成 30 年度までの間に現在入所する 18 才以上の障がい者に対して、新たに福祉サービスを提供することが必要となっている。そのため平成 30 年度からは障がい児入所施設と障がい者支援施設として運営することとしているため、居室等を区分する必要がある。そのため、工事等が必要であるが、円滑に進捗するよう施設の理解と協力が不可欠である。また、整備工事では、暑さ対策としてのエアコン設置並びに防犯対策としての防犯カメラを設置する予定である。平成 30 年以降の管理運営については、定員 60 名から障がい児 15 名・障がい者 40 名の計 55 名に変更する。これにより、新たに障がい者を受け入れることが可能となるため、新規入所者の増加、経営の安定化が図られる見込みである。

目指す方向性及び要請する事項としては、利用者の家族・町会・養護学校等関係機関との連携がこれまで以上に必要である。

また、知的障がい児・障がい者へのサービスの提供だけでなく、適切かつ公平な支援を実施することを要請している。

選定方法は非公募とし、団体は引き続き社会福祉法人弘前草右会とする。理由としては、福祉サービスの利用者の保護が特に優先されるためである。

指定期間は 5 年とする。

新たな業務としては、障害者のための障害福祉サービス並びにこれまで市が直接行っていた施設管理委託業務である。

指定管理料については、業務委託費用が追加されることとなるが、過去 3 年間の実績を精査した結果、全体としては 2,000 千円ほどの減額となる。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

弥生荘と比較すると、施設管理費が高いように見えるがそれは整備費を含めているということか。

(施設所管部)

弥生学園は施設管理費に給食費・光熱費が含まれているためである。整備費は市側の予算で対応する。

(委員)

弥生荘・弥生学園は予算を協議するものではないと思う。入所者の安全対策と福祉サービスを市の持ち出しが増えても充実させるべきかと思う。

話が戻るが、弥生荘にはエアコン設置・防犯カメラの設置について記載がなかったが、設置しないのか。

(施設所管部)

両施設は同じ敷地内であるため、必要数設置する。

(委員)

同じ敷地内にある施設については、地図等の資料も添付して欲しい。

また、外部からの防犯対策だけでなく、職員による虐待等を防ぐ管理が必要かと思うが、どのように対策を行っていくのか。

(施設所管部)

弥生荘・弥生学園ともに、外部委員による第三者評価委員会を年数回開催しており、施設長含めて運営方法について評価している。虐待の問題は職員の倫理観が重要であるが、職員への研修実施・参加を要請している。

また、全国で虐待の事件などが発生する都度、職員に対して注意喚起を図っている。

(議長)

他に質問等がなければ、弘前市弥生学園の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。

(委員)

<委員了承>

(議長)

それでは、健康福祉部より弘前市城東児童館の選定方法等について説明をお願いします。

(施設所管部)

(施設の設置目的、概要等について説明)

城東児童館は、市の児童館で最も利用児童が多い中、円滑に事業を実施しているが、敷地が狭いため送迎時の駐車場混雑解消が課題となっている。今回は利用児童の多さを勘案し、児童厚生員を加配することとした。送迎時の駐車場対策は引き続き検

討課題となっている。

特に要請する事項としては、市の放課後児童対策を理解し、市の施策である児童館延長利用事業等の実施について積極的に協力すること、家庭・学校・地域と十分連携し、児童館活動を充実させることを特に要請する。

選定方法は公募とする。

指定期間は 6 年とする。理由としては他の児童館・児童センターとの整合性をあわせ、次の募集期間に合わせるためである。

新たな指定管理業務としては、児童館延長利用事業である。

指定管理料については、児童厚生員を 1 名加配するため、増額となる。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

1 名加配ということだが、児童厚生員は合計何名となるのか。

(施設所管部)

合計 4 名となる。

(委員)

資料の現在の職員配置体制ではすでに 4 名となっている。

(施設所管部)

これは指定管理者の協力により 1 名配置されているものである。

(委員)

非公募の施設については、審議会用に現指定管理者の評価シートが添付されているが、次回から公募の施設についても評価シートを添付して欲しい。

(事務局)

そのように対応させていただく。

(委員)

指定期間を 6 年として、次回に他施設とグループ化するメリットは何か。

(施設所管部)

市内の社会福祉法人の数も限りがあり、活動範囲も限られているため、グループ化するメリットがあると考えます。

(委員)

それは事業者のメリットだと思うが、市の指定管理料が下がることはあるのか。

(施設所管部)

グループ化することで、館長を兼務することも可能であるた

	<p>め、指定管理料を下げることも可能である。</p> <p>(委員) 1名加配することだが、利用状況を教えてほしい。</p> <p>(施設所管部) 資料に基づき説明</p> <p>(委員) なぜ利用児童が多いのか。</p> <p>(施設所管部) 新興住宅地であること、城東小学校の敷地内であることから利用児童が多いと考えられる。</p> <p>(議長) 他に質問等がなければ、弘前市城東児童館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。</p> <p>(委員) <委員了承></p> <p>(議長) 今後の予定について事務局から説明をお願いする。</p> <p>(事務局) 事務局より資料に基づき今後のスケジュールについて説明。</p> <p>(議長) 質問がなければこれで案件審議を終了する。</p>
その他必要事項	会議は非公開である。